

標準ペナルティ（SP）方式

『テクニカル委員会が 審問なしに標準ペナルティを適用することができる規則』

帆走指示書 および下記のクラス規則違反があった場合には、その日のレース終了後、直ちに違反内容を公式掲示して成績にペナルティを加点する。競技者はこの掲示を見て 違反内容等を不服とする場合には 抗議の締切りまたは 救済要求の締切り時間までに、救済の要求書を プロテスト委員会に提出することができる。 ペナルティは 参加艇数の%による「得点ペナルティ」とし、規則44.3(c) に記載されたとおりに計算される。

1. 中程度のペナルティ 10% と同等のペナルティ（違反があったレースに課す）

- 1.1 あか汲みが ハルレに取り付けられていなかった (CR 4.3(a))
- 1.2 パドルが ハルレに取り付けられていなかった (CR 4.3)
- 1.3 ダガー ボードがハルレに取り付けられていなかった (CR 3.3.4)
- 1.4 もやいロープが マストステップ/マストスウォートに取り付けられていなかった (CR 4.3)
- 1.5 笛が 個人用浮揚用具に取り付けられていなかった (CR 4.2)
- 1.6 1本のセールタイ（ガラミ）が 5mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- 1.7 2本以上のセールタイ（ガラミ）が 3mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- 1.8 セールタイ（ガラミ）1本が 偶然に無くなっていた (CR 6.6.3.4)
- 1.9 ブーム張り索とブームとの間隔が100mmを超えていた (CR 3.5.3.8)
- 1.10 セールのバンドが マストの2本のバンド内側から 2mm以内 外れている (CR 3.5.2.7)

2. 重大なペナルティ 30% と同等のペナルティ（違反があったレースに課す）

- 2.1 あか汲み、パドル や もやいロープが艇に積んでいなかった (CR 4.3)
- 2.2 笛が無かった (CR 4.2)
- 2.3 ハルレにマストを付けるための ラニヤード、ロック装置 や他の仕組みがない (CR 3.5.2.11)
- 2.4 セールのバンドが マストの2本のバンド内側から 2.1mm以上外れている (CR 3.5.2.7)
- 2.5 2本のセールタイ（ガラミ）が 5mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- 2.6 3本以上のセールタイ（ガラミ）が 3mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- 2.7 スロート、タック、クリューのハトメの位置で 3mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.4)
- 2.8 中程度のペナルティが繰り返された

※ 上記以上に重大な違反 テクニカル委員会からの抗議の対象となる。

- (a) -- 計測で検査されていない装備品の使用
- (b) -- 承認されていない艀装品の使用
- (c) - 3. の重大なクラス規則違反を繰り返した

※ ※ その他の帆走指示書違反、クラス規則違反についてもテクニカル委員会からの抗議の対象となる。